

公会堂北防災広場倉庫外設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本プロポーザルは、防府市公会堂北防災広場の防災倉庫等の詳細設計を行うにあたり、高度な技術力、豊富な知識と経験、柔軟な発想力を備えた設計者を選定することを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名

公会堂北防災広場倉庫外建築物設計業務委託

(2) 業務内容

・防府市公会堂北防災広場に建築予定の防災倉庫、多目的室に関する詳細設計業務
※業務の詳細は「公会堂北防災広場倉庫外設計業務委託特記仕様書」のとおり

(3) 業務の履行期限

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(4) 提案上限金額

32,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 発注者

防府市

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件にいずれにも該当する者であることとする。

(1) 単体企業であること。

(2) 防府市の測量・建設コンサルタント等入札参加資格者名簿（最新版）に登録があること。

(3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない事業者であること。

(5) 契約締結日までの間において、防府市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱及び本市のその他の機関が定める入札参加停止等の基準に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。

4. 実務実施上の条件

(1) 本業務において、以下の条件を満たす管理技術者及び主任技術者を配置すること。

(2) 参加申込書等に記載した管理技術者及び主任技術者は、原則として変更できないものと

- (3) 管理技術者及び主任技術者は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士であること。
- (4) 管理技術者及び主任技術者は、参加者と参加申込書提出日まで連続して 3 か月以上の雇用関係にある者とする。
- (5) 管理技術者及び主任技術者は、それぞれ 1 人であり、兼任していないこと。
- (6) 再委託にあたっては、簡易な作業を除き、事前に発注者の承諾を得ること。なお、参加申込書提出の際に「予定協力者調書（様式 5）」を提出した場合は、事前承諾を得たものとみなす。

本プロポーザル提案者は、次の書類を提出すること。書類の作成にあたっては「書類作成要領」を参照すること。

- 提出方法：事務局へ持参又は郵送とする。持参により提出する場合は、土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までとし、郵送により提出する場合は、配達証明書付の書留郵便とし、提出期限までに必着とする。

本プロポーザル提案者は、次の書類を提出すること。書類の作成にあたっては「書類作成要領」を参照すること。

- 提出方法：事務局へ持参又は郵送とする。持参により提出する場合は、土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までとし、郵送により提出する場合は、配達証明書付の書留郵便とし、提出期限までに必着とする。

2

7. 審査及び選定

審査委員会において、以下の手順で審査し、優先交渉権者等を決定する。

(1) 評価点審査

提案者の提案に対して、「審査基準表」に定める算定方法により、評価点を算定する。

なお、審査にあたっては、審査委員への説明会を実施する。

また、提案者が1者の場合でも審査委員への説明会を実施する。

(2) 評価の実施・優先交渉権者の選定

評価点を算定し、提案者のうち最も高い点数の者を「優先交渉権者」、次いで点数の高い者を「次点交渉権者」として選定する。

評価点の最も高い者が2者以上ある場合は、当該者によるくじ引きを実施する。

市は、優先交渉権者と協議を行い、協議が整った場合には参考見積書（様式10）の範囲内で随意契約を締結する。優先交渉権者との協議が整わない場合、市は、次点交渉権者と協議を行う。なお、提案者が1者の場合は、審査結果が評価点の60%以上である場合に限り、その提案者を交渉権者とする。

審査基準表

各評価項目に係る審査基準及び配点（満点100点）は、次のとおりとする。

評価項目		評価の視点	配点	評価				
				優秀	やや優秀	普通	やや劣る	劣る
①	課題の履行①	・課題Ⅰで求める災害発生時の施設の利用に関して、趣旨に沿った的確な提案がされているか	20	20	15	10	5	0
②	課題の履行②	・課題Ⅰで求める平時の施設の利用に関して、趣旨に沿った的確な提案がされているか	20	20	15	10	5	0
③	課題の履行③	・課題Ⅱについて、課題の抽出および解決方法の提案が的確にされているか	20	20	15	10	5	0
④	自由提案	・事業内容をよく理解し、施設の目的に沿った内容かつ独創的な提案となっているか	20	20	15	10	5	0
⑤	プレゼンテーション	・資料のわかりやすさ、発表のわかりやすさ等	10	10	8	5	3	0
⑥	経済性	・本業務の見積額で評価する	10	(提案者内での最低価格／提案価格)×10点				
合計 100点								

8. 審査委員への説明会

提案書の審査を行うために、審査委員への説明会を開催する。なお、説明会は非公開とする。

- (1) 実施日：令和7年11月11日（火）（参加者数等によっては変更になる場合がある）
説明会の日時等は、プレゼンテーション参加者通知書（様式11）の担当者に通知する。
- (2) 実施場所：担当者に別途通知する。
- (3) 実施方法：提案者は、準備・説明15分程度、質疑応答10分程度、片付け5分程度、合計30分程度を予定している。詳細は日時と合わせて通知する。
- (4) 説明は提出した提案書（様式8、9）に記載された内容については必ず行うものとする。また、提案書（様式9）に書かれていない内容は評価しない。
- (5) 質疑応答は、主に、提出された資料と説明会の内容について行う。
- (6) 説明にあたり、電源、モニター（HDMI 接続）を使用することができる。その他必要な機材等は、原則として提案者で用意すること。

9. 審査結果の通知・公表

- (1) 審査結果は、提案者に通知する。
- (2) 結果通知の際、他の提案者の名称及び提案内容は公表しない。
- (3) 審査結果は、評価点のみホームページに公表する。
- (4) 審査結果理由の説明請求

提案者は、各審査結果の理由を、市に説明を求めることができる。

ア 説明請求の期日等

審査結果理由の説明を求める場合には、市が審査結果を公表した日の翌日から起算して3日以内（土、日、祝日を除く）に事務局へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。なお、書面は郵送又は持参により提出するものとし、持参の場合は午後5時までとする。また、郵送は午後5時必着とする。

イ 説明請求に対する回答

説明請求に対する回答は、請求を受けた日の翌日から起算して7日以内（期間中の土、日、祝日を除く）に書面により行う。

- (5) 審査委員所属は本工事の本契約締結後に公表する。

10. 参加資格の取消し

以下に該当した際には参加資格を取り消すものとする。なお、市は受付時に提出される書類の内容確認は行わない。

- (1) 書類の提出が期限を過ぎたもの。
- (2) 提出書類に不備があるもの。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたもの。

- (4) 提出書類が第3者の著作権、意匠権等を侵害しているもの。
- (5) 審査委員への説明会の開始時刻に間に合わなかったもの。
- (6) 「4. 提案者の資格要件」を満たすことが出来なくなったもの。
- (7) その他不適切と判断したもの。

1 1. 実施要領に対する質問・回答

実施要領に対する質問・回答を以下のとおり実施する。

提出期限：令和7年10月10日（金）午後5時まで

回答期限：令和7年10月17日（金）午後5時まで

- (1) 質問のある者は、質問書（様式6）にその内容を簡潔かつ明確に記載し、参加申込書と合わせて提出すること。
- (2) 参加資格要件を満たしている者の質問を受け付け、ホームページに回答を掲載する。
- (3) 既設構造物の図面や追加提供に関する質問は受け付けない。
- (4) 質問内容には、質問を行う者を特定する可能性のある内容を含めないこと。

1 2. 事業地の調査等

事業地の調査等については、文化福祉会館解体工事の施工期間中であり、自由に立入りできないため、参加申請者と調整のうえ日時を指定する。

現地立入り時期：令和7年10月1日～10月15日の内、1日程度（予備日1日）

1 3. スケジュール

令和7年 9月26日（金）公募開始

10月10日（金）参加申込・質問受付締切 午後5時まで

10月17日（金）質問回答※ホームページに回答を掲載

10月31日（金）提案書締切 午後5時まで

11月11日（火）審査委員説明会（日時が変更になる場合がある）

11月中旬頃 最終審査結果の通知（優先交渉権者決定）（予定）

11月下旬頃 優先交渉権者との協議

12月上旬頃 本契約（予定）

1 4. 経費の負担

提案者が本プロポーザルに要した経費は、全て提案者の負担とする。

1 5. 参加に当たっての留意事項

参加に当たっては、提案者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に抵触する行為を行ってはならない。

公正に手続きを執行できないと認められる場合又はおそれがある場合、市は、当該参加者を参加手続きに参加させず又は参加手続きの執行を延期もしくは取り止めることがあ

る。なお、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

また、その他、市が必要と認めたときは、手続きを延期、中止又は取り消すことがある。

16. その他

- (1) 市は、提案者の審査を行うのに必要な範囲において、提出書類を複写して使用することがある。
- (2) 提案書の著作権は、提案者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、市は、必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。契約に至らなかった提案者の提出書類は、本提案審査の目的以外には使用しない。なお、提案書類は返却しない。
- (3) この工事の契約が成立するまでの間において、提案者が「10. 参加資格の取消し」に該当することとなった場合は、当該提案者と契約を締結しない。

17. 事務局（書類提出先、問い合わせ先）

防府市土木都市建設部道路課

〒747-8501 山口県防府市寿町7番1号

担 当：寺迫、梅里

電 話：0835-22-2463（直通）

F A X：0835-25-2331

E-mail：douro@city.hofu.yamaguchi.jp